



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
6月3日
第619号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務の委託(文化芸術振興課).....	1
滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務の委託(文化芸術振興課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	2

○ 公 告

令和7年経営事項審査実施公告(監理課).....	3
--------------------------	---

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壌汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除(南部).....	5
---------------------------------------	---

○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖北).....	5
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(湖北).....	5

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告(湖東).....	6
---------------------------	---

○ 人 事 委 員 会 公 告

令和7年度障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告.....	6
---------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第231号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年6月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 村田和彦
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市打出浜15番1号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和6年4月1日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第232号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年6月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園 理

事長 馬淵兼一

- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 蒲生郡竜王町薬師1178
 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的的外使用許可に係る使用料等
 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和6年4月1日
 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第233号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
 令和7年6月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
ぶらすあるふあ	彦根市日夏町3729番地27	アップルリーフ合同会社	彦根市日夏町3729番地27	児童発達支援	令和7.6.1	2550200444
ANERA	草津市東草津三丁目5-25	株式会社ハグクミノアイ	草津市下笠町512番地23	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	令和7.6.1	2550600627

滋賀県告示第234号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年6月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
児童発達支援・放課後等デイサービスいまここケア	草津市上笠三丁目28-2	株式会社いまここ	草津市上笠三丁目28-2	児童発達支援	2550600205	令和7.5.31

滋賀県告示第235号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年6月3日から令和7年6月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	421号	東近江市萱尾町字上出366番1地先から	変更後	最小 15.5m 最大 40.4m	744.6m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更

	東近江市萱尾町字大瀬759番地 先まで	変更前	最小 9.1m) 最大 32.2m	740.0m	
--	------------------------	-----	--------------------------------	--------	--

公 告

令和7年経営事項審査実施公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和7年6月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 書面による申請に係る申請日および受付場所

- (1) 書面による申請に係る受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
- (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から令和7年10月29日(水)までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
- (3) 組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。

2 書面による申請に係る受付方法

- (1) 令和6年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月(決算月)ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
- (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。
- (3) 組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。
予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。
専用電話番号 077-527-5678
電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり(閉庁日を除く。)とする。
- (4) (1)により受付日時および場所を指定された者が、経営事項審査電子申請システム(以下「システム」という。)を利用して経営事項審査申請をしようとする場合は、(3)の専用電話番号に連絡し、指定された受付日時および場所を取り消すこと。

3 システムによる申請に係る申請日および受付方法

- (1) システムを利用して経営事項審査申請をする者は、システムが稼働している日および時間において、システム上で申請すること。
- (2) 組織変更および承継をした者については、1(3)および2(3)に定めるところにより、書面による申請を行うこと。

4 公告に関する問合せ先

滋賀県土木交通部監理課建設係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4114

別表 令和7年経営事項審査申請受付時期（対象：令和7年1月～令和7年6月決算法人、個人事業者）

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間（閉庁日を除く午前9時から午後 5時まで（正午から午後1時までを除く。））
大 津 市	法人	令和7年1月、2月	令和7年7月3日(木)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和7年6月3日(火)～令和7年6月26日(木)
		3月、4月	令和7年8月28日(木)、29日(金)		令和7年7月29日(火)～令和7年8月22日(金)
		5月、6月	令和7年10月28日(火)、29日(水)		令和7年9月26日(金)～令和7年10月22日(水)
草 津 市 守 山 市 栗 東 市 野 洲 市	法人	令和7年1月、2月	令和7年7月3日(木)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和7年6月3日(火)～令和7年6月26日(木)
		3月、4月	令和7年8月18日(月)、19日(火)	南部合同庁舎本館4階4A会議室	令和7年7月18日(金)～令和7年8月15日(金)
		5月	令和7年10月16日(木)		令和7年9月17日(水)～令和7年10月10日(金)
		6月	令和7年10月17日(金)		令和7年9月18日(木)～令和7年10月16日(木)
甲 湖 市 賀 南 市	法人	令和7年1月、2月	令和7年7月2日(水)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和7年5月30日(金)～令和7年6月25日(水)
		3月、4月	令和7年8月26日(火)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和7年7月25日(金)～令和7年8月20日(水)
		5月、6月	令和7年10月27日(月)		令和7年9月26日(金)～令和7年10月21日(火)
近 江 八 幡 市 東 近 江 市 蒲 生 郡	法人	令和7年1月、2月	令和7年7月2日(水)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和7年5月30日(金)～令和7年6月25日(水)
		3月、4月	令和7年8月21日(木)		令和7年7月22日(火)～令和7年8月19日(火)
		5月、6月	令和7年10月23日(木)、24日(金)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和7年9月24日(水)～令和7年10月17日(金)
彦 根 市 愛 上 郡 犬 上 郡	法人	令和7年1月、2月	令和7年7月4日(金)	湖北合同庁舎1階第1会議室	令和7年6月4日(水)～令和7年6月27日(金)
		3月、4月	令和7年8月20日(水)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和7年7月18日(金)～令和7年8月19日(火)
		5月	令和7年10月21日(火)		令和7年9月19日(金)～令和7年10月15日(水)
		6月	令和7年10月22日(水)		令和7年9月22日(月)～令和7年10月16日(木)
長 浜 市 米 原 市	法人	令和7年1月、2月	令和7年7月4日(金)	湖北合同庁舎1階第1会議室 ※令和7年10月15日(水)のみ 湖北合同庁舎4階第4会議室	令和7年6月4日(水)～令和7年6月27日(金)
		3月、4月	令和7年8月22日(金)、25日(月)		令和7年7月23日(水)～令和7年8月19日(火)
		5月、6月	令和7年10月14日(火)、15日(水)		令和7年9月12日(金)～令和7年10月8日(水)
高 島 市	法人	令和7年1月、2月	令和7年7月3日(木)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和7年6月3日(火)～令和7年6月26日(木)
		3月、4月	令和7年8月27日(水)	高島合同庁舎2階2A会議室	令和7年7月25日(金)～令和7年8月21日(木)
		5月、6月	令和7年10月20日(月)		令和7年9月19日(金)～令和7年10月15日(水)

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第4号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和6年滋賀県南部環境事務所告示第2号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和7年6月3日

滋賀県南部環境事務所長 浦山重雄

- 1 指定を解除する区域の所在地 栗東市出庭字蛸田486番、486番2、486番3の各一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年6月3日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護こんにちはひだまり	米原市能登瀬1322-1	社会福祉法人ひだまり 理事長 永田かおり	米原市本郷603番地1	訪問介護	令和7.6.1	2572400519

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年6月3日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ニチイケアセンター湖北	長浜市加納町上角田886番地	株式会社ニチイ学館 代表取締役 中川創太	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	2570300026	令和7.5.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、滝ヶ原土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年6月3日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	辻 慶 一	犬上郡多賀町大字萱原928番地 1
〃	集 治 薫	同 町大字大杉172番地
〃	棚 池 才 進	同 町大字一ノ瀬183番地
〃	池 尻 良 文	同 町大字大杉203番地
〃	鍛 治 谷 敏 男	同 町大字川相234番地
〃	藤 内 孝 宏	同 町大字多賀93番地 4
〃	小 林 外 二	同 町大字富之尾1600番地 2
監 事	西 倉 進 一	同 所1589番地 2
〃	久 保 田 啓 市	同 町大字萱原1290番地
〃	多 林 鉄 男	同 町大字富之尾1325番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	久 保 田 啓 市	犬上郡多賀町大字萱原1290番地
〃	辻 慶 一	同 所928番地 1
〃	西 村 利 治	彦根市松原町1849番地67
〃	池 尻 良 文	犬上郡多賀町大字大杉203番地
〃	鍛 治 谷 敏 男	同 町大字川相234番地
〃	小 林 外 二	同 町大字富之尾1600番地 2
〃	田 中 昭 男	同 所1405番地 2
監 事	集 治 薫	同 町大字大杉172番地
〃	木 下 秀 行	同 町大字川相239番地
〃	蓮 井 健	同 町大字富之尾1661番地

人 事 委 員 会 公 告

令和7年度障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告

令和7年度障害者を対象とした滋賀県職員採用試験および滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験を次のとおり行います。この試験は、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和7年6月3日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

(1) 滋賀県職員採用試験

試 験 区 分	採用予定人員	勤務予定先	職 務 内 容
一 般 事 務	2人程度	知事部局の本庁各課、各行政委員会事務局または地方機関もしくは県立学校等	一般行政事務
警 察 事 務	1人程度	警察本部各課または警察署等	一般事務(深夜、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。)

(2) 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
小・中学校事務	1人程度	滋賀県内の市町立の小学校、中学校または義務教育学校	総務・財務等の知識を活かした一般的な事務および校務運営に関する業務等

備考1 各学校における事務職員の配置は、原則として1人で、県職員との人事交流はありません。

2 採用後の配置転換等による勤務先および職務内容の変更の範囲は上記と同様ですが、行政委員会や他団体へ出向・派遣となる場合は出向・派遣先の定める場所および業務です。

2 受験資格

(1) 次の全てに該当する者

ア 平成3年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

イ 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者であると判定された者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※ 上記の手帳等は、受験日当日および採用予定日において有効であることが必要です（採用予定日において有効でない場合は、最終合格後であっても採用されません。）。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として（小・中学校事務の場合は、滋賀県教育委員会により）懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

エ 日本国籍を有しない者（警察事務の試験区分に限る。）

3 第1次試験

(1) 試験日 令和7年9月28日(日)

(2) 場所 滋賀県政策研修センター（滋賀県大津市におの浜一丁目1-20ピアザ淡海内）

(3) 方法 教養試験および作文試験を次の方法により行います（200点満点）。

ア 教養試験（配点100点） 択一式により、公務員として必要な時事、社会・人文、自然に関する一般知識および文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。

イ 作文試験（配点100点） 文章による表現力等についての筆記試験を行います。

(4) 第1次試験合格者の発表 令和7年10月3日(金)に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

(1) 日時および場所

ア 口述試験 第1次試験合格者に対して令和7年10月13日(月・祝)に滋賀県庁で実施します。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者に通知します。

イ 適性検査 第1次試験日と同日に同会場で実施します。

(2) 方法 口述試験および適性検査を、次の方法により行います（200点満点）。

ア 口述試験（配点200点） 人物について、個別面接による試験を行います。

イ 適性検査（点数化はしません。） 公務員として必要な適性について検査を行います（第1次試験合格者のみ判定を行います）。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います（400点満点）。

5 最終合格者の発表 令和7年10月31日(金)に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 採用日は、令和8年4月1日を基本としつつ、合格者に令和7年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等

の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

- (2) 給料は、月額209,087円(地域手当を含みます。)です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和7年4月1日現在のものです。昇給は、原則として毎年1回行われます。
- (3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

- ア インターネットにより申し込む場合には、滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください(推奨)。
- イ 申込書を持参する場合は、申込書に必要な事項を記入し、滋賀県人事委員会事務局に提出してください。
- ウ 申込書を郵送する場合は、簡易書留または特定記録郵便により滋賀県人事委員会事務局に送付してください。
 なお、受験案内および申込書を郵送で請求する場合は、角形2号の返信用封筒(宛先を明記し、180円切手を貼付したもの)を「障害者採用請求」と朱書きした封筒の中に入れて、滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号、〒520-8577)に請求してください(インターネットにより申し込む場合は、申込書は不要です。受験案内および申込書は滋賀県庁、県内の各合同庁舎等で配布しています。)

(2) 受付期間

- ア インターネットによる場合 令和7年7月1日(火)午前9時から令和7年9月1日(月)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。なお、試験当日、点字問題での受験を希望する場合は、必ず7月22日(火)までに申し込んでください。上記期限までに申込みがない場合は、点字試験の対応はできません。
- イ 持参による場合 令和7年7月1日(火)から令和7年9月1日(月)までの執務時間中に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。また、試験当日、点字問題での受験を希望する場合は、必ず7月22日(火)までに申し込んでください。上記期限までに申込みがない場合は、点字試験の対応はできません。
- ウ 郵送による場合 令和7年7月1日(火)から令和7年9月1日(月)までです。ただし、令和7年9月1日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。なお、試験当日、点字問題での受験を希望する場合は、必ず7月22日(火)(必着)までに申し込んでください。上記期限までに申込みがない場合は、点字試験の対応はできません。

(3) 受験票の交付

- ア インターネットによる申込みの場合 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。
- イ 持参または郵送による申込みの場合 申込みを受理した場合は、受験票を郵送しますので、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しくください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験の正答数	第1次試験合格者発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格者発表の日から1か月間	

※ 自然災害等による試験日程の変更およびその他の緊急連絡は、滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。

